

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第百三十三号

家畜傳染病予防法第七條の規定により次の区域内に飼養する満十四ヶ月以上のすべての畜種牝牛に対して牛の厚生虫病「とりこもなす病」定期検診を實施するから該当牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所に畜牛をひきつけ検診を受けなければならない。

昭和二十四年二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

検診月日 検診区域

検診場所

時刻

二月二十八日鳥取市宮桑

鳥取市西品治

午前九時

三月一日 同賀露町

同賀露町

同

三月二日 同中ノ郷

同濱坂

同

三月四日 同美保

同富安

同

昭和二十四年二月二十八日
外 月 曜日

本番ノ大キサハ國定規格A5列

同 岩美郡大岩村 岩美郡大岩村大谷 同

三月五日 鳥取市内 鳥取家畜市場 同

三月七日 岩美郡津ノ井村 岩美郡津ノ井村 農業協同組合 同

同 同本庄村 浦富町 同浦富家畜市場 同

三月八日 同米里村 同米里村 農業協同組合 同

三月九日 同倉田村 同倉田村待居 同

同 同小田村 同小田村院内 同

三月十日 同面影村 同面影村 農業協同組合 同

同 同蒲生村 同蒲生村蒲生 同

三月十一日 同宇倍野村 同宇倍野村谷 町屋 同

同 鳥取市稲葉 鳥取市滝山 同

三月十二日 岩美郡福部村 岩美郡福部村 農業協同組合 同

同 同 午前九時

同 同 午後一時

三月十四日 同大茅村 同大茅村同 同
 三月十五日 同成器村 同成器村同 同

◇鳥取縣告示第四百四号

家畜傳染病予防法第七條の規定により左の区域に飼養せられる生後六箇月以上の牛馬に対し炭疽予防の注射を施行するから当該牛馬の所有者又は管理者は所定の日時及び場所にて牛馬をひきつけ注射を受けなければならない。

昭和二十四年二月二十八日

鳥取縣知事 西尾 愛治

注射月日	注射区域	注射場所	注射時間
三月三日	赤碕町一円	赤碕町市場	自一〇時至一二時
三月四日	安田村一円	安田村檢診場	自同 至二時
三月五日	成美村一円	成美村同	自同 至同
三月七日	以西村一円	以西村同	自一二時至四時
三月八日	同	同	自八時至十一時
三月九日	下中山村一円	下中山村	自一〇時至一二時
三月十日	大成牧場	大成牧場	自三時至四時

昭和二十四年二月二十八日印刷
 昭和二十四年二月二十八日発行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) (第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣印刷所
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣印刷所

01043

01044